

カーボンフリー契約約款 供給条件説明書

- 本書は、お客さまに ENEOS Power 株式会社（以後「当社」といいます。）が電気を供給する際の条件に関する大切な事項を記載し、お客さまにご確認いただくものです。
- 電気需給契約のお申込みにあたっては、「電気需給約款【my でんき版】」（以後「需給約款」といいます。）または関連する契約約款に記載の事項をご承認いただき、所定の方法によりお申込みいただきますようお願いいたします。
- 本書は、別途お客さまに交付しております需給約款にかかる供給条件説明書と一体となって、お客さまに供給される電気の供給条件を説明するものですので、当該説明書も併せてご確認ください。

カーボンフリー契約は、当社が定めた需給約款にもとづく需給契約に付帯するご契約オプションとなります。

❖ 小売電気事業者の名称等

小売電気事業者	ENEOS Power 株式会社
登録番号	A0050
お問合せ先	でんきサポートセンター TEL 0570-03-8704(ナビダイヤル) (IP 電話などからは 03-6627-4439) 受付時間 9:00～17:00 ※ただし、日・祝・年末年始を除きます。

❖ カーボンフリー契約の概要

- カーボンフリー契約は、当社が調達する非化石証書（再エネ指定）※1 を使用することにより、お客さまが使用される電気のすべてを、実質的に再生可能エネルギー由来とみなし、二酸化炭素排出量がゼロの電気とすることができるご契約オプションとなります。また、需給約款にもとづく需給契約（以後「主契約」といいます。）に付帯したご契約オプションとなります。

※1：非化石電源が有する環境価値を、電気とは分離して取引することを可能にした証書であり、一般社団法人日本卸電力取引所の非化石価値取引市場等を介して取引する証書をいいます。

❖ お申込み方法

- 当社が指定するウェブサイト等に必要事項を記入いただくことにより、お申し込みいただけます。

❖ カーボンフリー契約の適用要件

- カーボンフリー契約は、カーボンフリー約款の別表に記載の契約種別の適用を受けるお客さまを対象とし、当社が指定する方法によりお申込みをいただいた場合で、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

❖ カーボンフリー約款の変更

- 非化石証書の調達価格の大幅な変更等、非化石証書の調達が困難になったとき、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定されたとき、法令、条例、規則等の改正によりカーボンフリー約款を変更する必要が生じたときその他当社が必要と判断した場合は、当社は、民法第 548 条の 4 にもとづき、カーボンフリー約款を変更する場合があります。この場合、需給約款第 2 条（本約款の変更）の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後のカーボンフリー約款によります。
- カーボンフリー約款を変更する場合の電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付については、需給約款第 2 条（約款の変更）の定めを準用いたします。

❖ 電源構成等の掲載

- 当社は、電源構成および非化石証書の使用状況、当該計画値、当該実績値について当社のホームページに掲載いたします。
- 2025 年度の計画値は、火力発電所等（発電所非特定）から発電される電気に対し、非化石証書（再エネ指定あり）を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー由来とみなし、二酸化炭素排出量をゼロといたします。

❖ カーボンフリー契約の適用開始日および適用期間

- 適用開始日は、原則として、主契約の需給開始日といたします。ただし、既に当社と主契約を締結しているお客さまがカーボンフリー契約の申込みをされた場合の適用開始日は、原則として、お客さまのカーボンフリー契約の申込みを当社が承諾した日の直後に到来する検針日または計量日といたします。
- 適用期間は、適用開始日から主契約の契約期間満了日までといたします。ただし、2.カーボンフリー契約の要件を満たさなくなった場合は、原則として、カーボンフリー契約の要件を満たさなくなった日までといたします。また、カーボンフリー契約を解約する場合の契約期間満了日は、原則として、当社またはお客さまいずれかからカーボンフリー契約解約の申出があった日の直後に到来する検針日または計量日の前日までといたします。

❖ その他特記事項

- 本書は、電気事業法その他の法令にもとづき交付するものです。
- 本書に記載のない事項については、需給約款、カーボンフリー契約またはその他関連する当社の契約約款によります。これらによりがたい特別な事情が生じた場合は、お客さまと当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものといたします。
- この供給条件説明書は、2025 年 9 月 1 日実施といたします。

■以下は料金体系等の特に重要な事項となります

❖ 料金の算定方法および支払い方法

- 主契約の料金に(1)によって算定されたカーボンフリー料金を加算したうえで、主契約と合わせてお支払いいただきます。（単価はすべて税込、お支払い方法は主契約と同様です）

(1) カーボンフリー料金は、次のとおり算定し、各月分の電気料金に加算します。

カーボンフリー料金＝主契約におけるその 1 月の使用電力量×(2)および(3)に定めるカーボンフリー料金単価

(2) カーボンフリー料金単価は、毎年4月1日から翌年3月31日までをひとつの年度とし、年度ごとに設定いたします。各年度のカーボンフリー料金単価は、年度中に主契約の料金算定期間が開始する月の電気料金に対して適用いたします。

❖ カーボンフリー料金単価の更新

- 次年度のカーボンフリー料金単価は、毎年1月に、当社のホームページ、主契約のお客さま専用ページへの掲載その他当社が指定する方法にてお知らせいたします。

❖ カーボンフリー契約の解約等

■ お客さまからのカーボンフリー契約の解約

あらかじめその解約希望日を定めて、でんきサポートセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。なお、契約期間中のご解約による解約手数料等は、原則として発生いたしません。

■ 当社からのカーボンフリー契約の解約等

履行中止：天災地変、戦争、法令の制定または改廃、価格の著しい高騰等による非化石証書調達の困難化、その他当社の責めによらない事由の発生によりカーボンフリー契約の全部または一部の履行が困難となった場合は、対象となるお客さまに対し、カーボンフリー契約の履行を中止する日を、当社が指定する方法にて、事前にお知らせいたします。また、当社はこれによりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

解約：価格の著しい高騰等による非化石証書調達の困難化、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令、条例、規則等の改正等の事由により、カーボンフリー契約の全部または一部の履行が困難となり、かつ、当該事由の解消の見通しが立たないと判断した場合等、当社が主契約の解約または解除をする場合には、原則として、解約日の3ヵ月前までに書面または電子メールその他当社が指定した方法でお知らせいたします。

以 上